

戦災資料の収集と展示等のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 富山大空襲をはじめとする戦災を記憶し、平和の尊さを次世代に継承することを目的に、戦災資料の保存・展示・活用等のあり方について検討を行うため、「戦災資料の収集と展示等のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 戦災資料の収集、保存及び継承に関する事項
- (2) 戦災資料の展示及び活用に関する事項
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和8年6月5日から令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は委員のうちから、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 検討会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーの任期は委員の任期の例による。

(会議)

第6条 座長は、検討会の議事を整理する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年6月5日から施行する。